

介護サービスの BCP 研修/訓練の実施

研修日 年 月 日

介護サービスの BCP 研修/訓練の実施



この BCP 研修・訓練では一体感を持たせるため、各事業所にある BCP 計画書と一緒に進めてください。

BCPとは



BCPは自然災害や緊急時でも、慌てないで事業を続けられるように計画しておく事を言うんだよ。

【BCPを策定しておく事で被害を緩和する】

緊急事態が発生したとしても、事前に被害を想定し計画をしておく事で、スムーズな対応を行う事ができるので、被害を最小限に抑える事ができます。

特に介護サービスはサービス内容からも緊急時や災害時には優先的に行う業務とされています。

それは、介護事業が停止する事で利用者の生活が脅され、場合によっては生命の維持に直結する可能性があるからです。

介護サービスではBCPが義務化

経過措置を経て、令和6年4月からBCPの策定が義務化されています。

策定の義務化の狙いは【感染症】や【災害】時に対する対応の強化と言われています。

その理由は、先にも述べましたが、【感染症】や【災害】が起きたとしても介護サービスは安定的に提供していく事が求められているからです。

二種類の計画

【感染症】と【災害】発生時には手順や対応に違いがある為、計画書はそれぞれ二種類作成する必要があります。

どちらも執行体制や手順、資材の確保など具体的に決めていきます。



では、感染症と災害対策の基本的な知識を学んでいこう。

感染対策の基礎知識

参考資料:【厚生労働省感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等】

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_houmon-2_s.pdf

参考資料:【厚生労働省介護現場における感染対策の手引き】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>



感染症とはウイルス、細菌、真菌などの微生物が、人に侵入し、体内で増殖してさまざまな症状を起こす事をいうんだよ。

感染症の種類

ウイルス(治療:抗ウイルス薬)

新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス、肝炎ウイルス、ノロウイルス、風しんウイルス、ヘルペスウイルス、HIV

細菌(治療:抗生物質)

大腸菌、結核、赤痢菌、レジオネラ菌、破傷風菌、MRSA

真菌(カビ)(治療:抗真菌薬)

水虫、カンジダ

その他

ヒゼンダニ、回虫

感染症を防ぐには

感染源の排除

感染者からの排泄物・嘔吐物・血液・体液などは素手で触らず、必ず手袋を着け、外した後は必ず手指消毒を行う

(手の洗い方、手指の消毒方法については「感染対策普及リーフレット」を参照)

感染経路の遮断

感染経路には、接触感染、飛沫感染、空気感染があります。

〈遮断するには〉

- ①感染源を持ち込まない→手洗い・手指消毒の徹底。
- ②感染源を拡げない→適切な防護具の使用。
- ③感染源を持ち出さない→着替えやエプロン、ガウン等の正しい着脱、汚染した物の処理を適切におこなう。



次は新型コロナウイルスについて基礎的な事を学んでいこう。

新型コロナウイルス感染症とは

特徴

特徴
発熱
呼吸器症状
倦怠感
頭痛
鼻汁
味覚嗅覚異常
関節痛等

感染経路

感染者の咳、くしゃみ等で排出される、飛沫又はエアロゾル粒子の吸入。

感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染。

予防方法

ワクチンの接種。

特に高齢者など、重症化リスクが高い場合には、ワクチン接種による重症化予防効果等が確認されている。

介護事業所が感染防止のために普段から取り組む事

平時からの取り組み

換気。

手洗い。

マスクの着用を含む咳エチケット。

職員の健康管理の徹底

出勤前に体温を計測し、発熱の症状がある場合には出勤を行わない。

管理者は、職員の健康管理に留意し、職員が体調不良を言いだしやすい環境づくりに努める。

休憩所や職場外でも、換気が悪い空間に集団で集まることを避ける。

(出典:厚生労働省「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」)

あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために <https://youtu.be/gSgft2xPMVc>

感染者等が発生した場合のケアの留意点

感染の疑いがある利用者と疑いのない利用者で、担当職員を分けて対応する。また最後に訪問する等の対応をする。

訪問時間を可能な限り短くしていく。

訪問時には、部屋の換気を徹底する。

使い捨て手袋とマスクを着用。必要に応じてフェイスシールド、長袖ガウン等を着用する。

ケア前後の手洗いを必須とする。



次は災害対策の基本的な知識を学んで行こう

災害対策の基礎知識

参考資料: 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

参考資料: 三井住友海上「知ろう・備えよう災害対策」

<https://www.ms-ins.com/special/bousai/taisaku/>

安否確認方法

安否確認に活用できるツール



災害用伝言ダイヤル



災害用伝言板

災害発生時に電話が殺到すると電話がつながりにくくなり安否確認や連絡等に支障が発生します。

安否確認には災害伝言ダイヤルや災害用伝言板(web171)を活用しましょう。

体験利用ができますので下記にて事前に確認しておきましょう

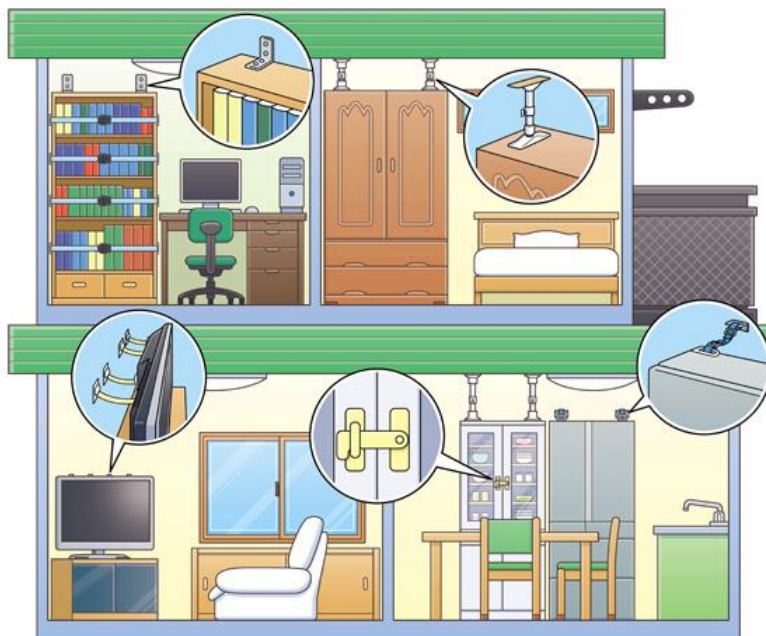
※NTT 災害用伝言板サービス 171・171WEB の利用については

<http://www.ntteast.co.jp/saigai/voice171/images/manual.pdf>

https://www.nttwest.co.jp/dengon/web171/pdf/web171brochure_a4.pdf

室内の対策(地震対策)

大地震の際には家具は必ず倒れるものとして認識しておく必要があります。



【タンス】

床側をストッパーなどで固定し、天井側はポール式器具で固定。ポール式器具は、タンスの奥の方(壁側)で、天井や家具の硬いところに取り付ける。上下に分かれている家具は連結しておく。

【食器棚】

L字型金具やワイヤーなどで壁に固定し、開き戸には開かないように留め金を付ける。ガラスにはガラス飛散防止フィルムを張る。

【本棚】

L字型金具やワイヤーなどで壁に固定し、重い本は下の段に。本棚の端の硬い部分にひもやベルトなどを取り付けて、本が飛び出さないようにしておく。

【テレビ】

粘着マットを敷いて転倒を防ぐとともに、機器の裏側をワイヤーなどで壁やテレビボードに固定する。

【冷蔵庫】

裏側をワイヤーなどで壁に固定する。

【窓ガラス】

強化ガラスに替えたり、飛散防止フィルムを張ったりする。カーテンを閉めておくことでも室内への飛散防止に効果があります。また、割れたガラスが飛散した部屋でも安全に歩けるように、スリッパなどを近くに置いておく。

引用:政府広報オンライン「災害時に命を守る一人一人の防災対策」

<https://www.govonline.go.jp/useful/article/201108/6.html#secondSection>

非常食持ち出し物品

一般的に被災後はライフラインの復旧や支援物資の到着までに約3日程度かかるといわれています。

災害の規模によっては1週間程度かかる事もあるようです。

また、大人一人が一日に必要な水の量は3Lとされています。

その為、3日から1週間分の常備薬の準備、保存食、水の準備が必要となります。

参考資料:政府広報オンライン「いつもの食品でもしもの備えに!食品備蓄のコツとは?」

<https://www.govonline.go.jp/useful/article/202103/2.html>

訪問介護事業所の対策

連絡リストの作成・確認

災害に備え事前に紙ベースで利用者の連絡先リストを作成して保管しておきます。

連絡先リストでは特に安全確認の優先順位が高い利用者順に記載を行います。

リストに記載する項目

- ・住所
- ・地図
- ・連絡先
- ・避難場所
- ・主治医
- ・担当ケアマネジャー等

スタッフへの連絡リストの確認

スタッフ間の緊急連絡先リストを作成しておきましょう。

電話がつながりにくい事を想定し携帯番号のみではなくメールアドレスも登録しておきましょう。

メールアドレスの登録は忘れやすい為、この機会に確認しておきましょう。

避難場所の確認

各市町村の防災計画で決められている近くの避難所について事前に確認を行っておきます。

各自治体のホームページで確認しておきましょう。

ハザードマップでは土砂災害の危険がある区域や浸水の恐れのある区域などが掲載されています。

いざという時にどの道を通ればいいのか？どこに避難すれば安全なのか？

あらかじめこの研修で話し合い、みんなで周知しておきましょう。

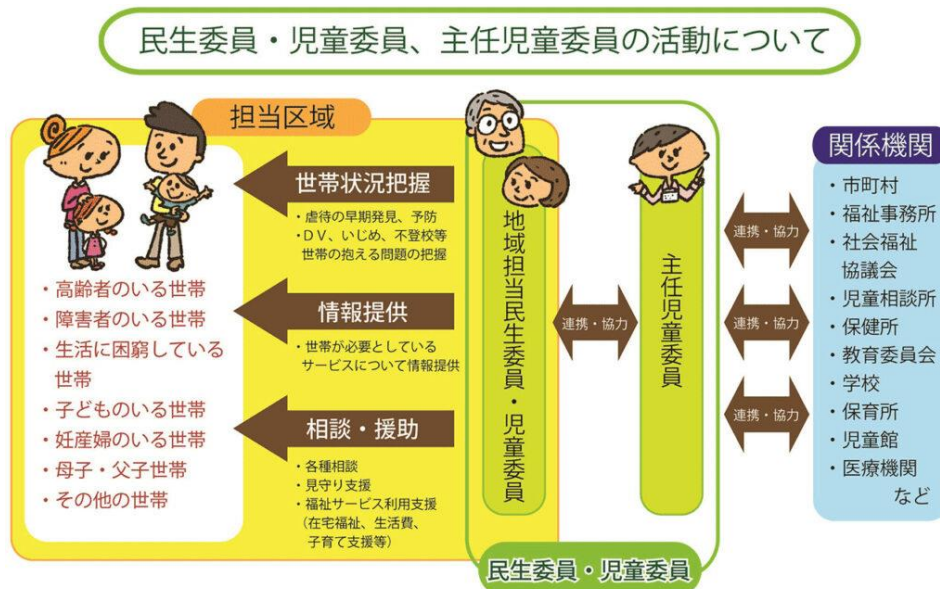
ハザードマップ <http://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/bousaimap/index.html?code=1>

民生委員の把握

利用者が独居等の場合、安否確認を民生委員にお願いする場合があります。

その為、民生委員の把握はとても大事な事になります。

地域の民生委員については各市町村にお問い合わせください。



引用：政府広報オンライン「民生委員・児童委員・主任児童委員の活動について」より

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201305/1.html>

安否確認は、地域の関係者すべてで取り組むべきもので、民生委員・児童委員がすべての災害時要援護者に対応しようとするべきではありません。

引用：全国社会福祉協議会「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」より

<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/c5584275301e95dd9de71a2ec85ebbf6.pdf>

設備・備品の点検



災害の机上訓練になるから、BCP 計画書に記載してあるものを点検チェックしておこう。

設備の点検(例)

- ・落下防止対策
- ・棚の固定の点検
- ・消火器の点検
- ・スプリンクラーの点検
- ・ガス漏れ警報器の点検
- ・非常口の点検
- ・防火扉の点検
- ・エレベーターの点検等

備品の点検(例)

- ・1 週間分の食料の確認
- ・カセットコンロ
- ・ボンベの備蓄
- ・懐中電灯
- ・電池
- ・軍手
- ・マッチ・ろうそく
- ・体温計
- ・タオル
- ・マスク
- ・救急用品
- ・ヘルメット
- ・携帯ラジオ等

災害時の役割分担

災害時は情報の混乱が予測されます。

事前に情報の伝達のしかたを決め役割分担を確認しておきましょう。

各分担振り分け

- ・指揮命令者
- ・利用者の安否確認者
- ・事業所の被害状況確認者
- ・ケアマネとの情報交換者
- ・他機関との連携者
- ・利用者宅への訪問者
- ・物品の手配者等

災害時の対応

情報収集と連絡

災害の種類や状況、規模などの情報収集を行わないと最適な対応ができない可能性があります。

災害時にはしっかりと情報収集を行いましょ。う。

また、事業所に連絡をして情報を共有することで、スムーズに対応することができます。

具体的な情報収集と連絡方法ツールについては、下記の通りです。

情報収集と連絡方法ツール

- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・新聞
- ・携帯電話
- ・インターネット
- ・FAX

東日本大震災直後、通信インフラが被害を受ける中、SNS が情報伝達の手段として広く活躍されていました。

スタッフ各個人で下記ツイッターを事前に登録しておきましょう。

首相官邸:「災害関連ツイッター」<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/twitter.html>

利用者の安否確認

事前に作成した連絡リストに基づき携帯電話等で安否確認を行います。

利用者宅への訪問

被災状況や必要性などから訪問すべき優先度が高い利用者から訪問サービスの提供をおこないます。

※ただし自分自身と家族の安全確保が最優先となります。

避難

訪問ヘルパーは、自身の身の安全の確保ができれば、利用者を避難させることも業務の一つです。

基本的に災害時は、市町から避難準備情報が発信されます。

避難情報が発令された場合には、テレビやラジオ、インターネットなどのほか、防災行政無線や広報車などで伝えられます。

警戒レベルは1から4まであり災害発生のおそれが高くなるほど数字が大きくなります。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<p>高</p> <p>警戒レベル 5</p> <p>命の危険 直ちに安全確保!</p>	<p>既に災害が発生・切迫している状況です。</p> <p>命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。</p>	<p>緊急安全確保 (市町村が発令)</p> <p>※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。</p>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
<p>警戒レベル <b>4</b></p> <p>危険な場所から 全員避難</p>	<p>災害が発生する危険が高まっています。</p> <p><u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u>しましょう。</p>	<p>避難指示 (市町村が発令)</p> <p>※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。</p>
<p>警戒レベル <b>3</b></p> <p>危険な場所から 高齢者等は 避難</p>	<p><u>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者</u>は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</p>	<p>高齢者等避難 (市町村が発令)</p>
<p>警戒レベル <b>2</b></p>	<p>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの<u>避難行動を確認</u>しましょう。</p>	<p>洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)</p>
<p>警戒レベル <b>1</b></p>	<p>災害への心構えを高めましょう。</p>	<p>早期注意情報 (気象庁が発表)</p>
<p><b>低</b></p>		

引用: 首相官邸 「避難はいつどこに?」より <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/hinan.html>

警戒レベル 3 で高齢者は避難が必要となります。

警戒レベル 4 で対象地域の方は全員避難が必要となります。避難指示発令

避難勧告…居住者に避難を強制するものではなく、居住者に立ち退きを勧め促すものです。

避難指示…被害の危険が切迫したときに発せられるもので、避難勧告より拘束力が強くなります。

## BCP 訓練



案を参考に各事業所の計画書に沿った訓練を行ってみよう!

## 《BCP 訓練の実施》

□BCP 計画書にある【平時からの備え】感染対策として感染対策普及リーフレットを参考に正しい手指消毒を行う。

[\(厚生労働省\)感染対策普及リーフレット](#)

□BCP 計画書にある【平時からの備え】感染対策として「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」を参考に感染対策を意識したエプロン着脱を実際に行う。

[介護職員のためのそうだったのか！感染対策！](https://youtu.be/gSgft2xPMVc?si=8R1t4Xc82a6LbcYz) <https://youtu.be/gSgft2xPMVc?si=8R1t4Xc82a6LbcYz>

□別紙備蓄品リストをチェックし、不足分を補充する。

□報告先の確認:感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう第一報は対策本部長に報告する事を職員全員で確認する。

□職員が感染疑いの場合、かかりつけ医、発熱相談センター等の指示に従い受診する事を全職員で確認する。

□利用者が感染疑いの場合、本人・家族・担当介護支援専門員に連絡を行い、サービスの必要性を検討することを確認した。

□災害発生時を想定し、災害伝言ダイヤル・災害用伝言板(web171)を使ってみる。

※NTT 災害用伝言板サービス 171・171WEB

<http://www.ntteast.co.jp/saigai/voice171/images/manual.pdf>

[https://www.nttwest.co.jp/dengon/web171/pdf/web171brochure_a4.pdf](https://www.nttwest.co.jp/dengon/web171/pdf/web171brochure_a4.pdf)

□各市町村の防災計画で決められている近くの避難所について事前に確認を行う。

(各自治体のホームページで確認) <http://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/bousaimap/index.html?code=1>

□災害発生 BCP 発動した際の

- ・指揮命令者
- ・利用者の安否確認者
- ・事業所の被害状況確認者
- ・ケアマネとの情報交換者
- ・他機関との連携者
- ・利用者宅への訪問者
- ・物品の手配者等を確認しておく。

□訓練の検証を通じて BCP の内容を評価し、必要に応じて改訂を行う。